

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年10月11日)

【件名】

- 1 第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催結果について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画について (障がい福祉課)・・・3
- 3 鳥取県立障害者体育センターの次期指定管理にかかる募集状況等について
(障がい福祉課)・・・4
- 4 平成29年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃実績について
(障がい福祉課)・・・5
- 5 保育人材確保のためのアンケート結果について (子育て応援課)・・・7
- 6 鳥取県医療人材顧問委嘱式について
(医療政策課)・・・9
- 7 平成30年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について
(医療・保険課)・・・10

福祉保健部



第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催結果について

平成30年10月11日
障がい福祉課

1 大会の概要

- (1) 開催日時 平成30年10月7日(日) 午前9時から午後4時まで
- (2) 開催場所 米子コンベンションセンター 多目的ホール(米子市末広町294番地)
- (3) 演技内容 手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント、落語などのパフォーマンス
- (4) 出場チーム 12都県から、全20チーム(22校)が出場
※本県からは、琴の浦高等特別支援学校、鳥取城北高等学校、境港総合技術高等学校、米子東高等学校の4校が出場。
- (5) 来場者数 約2,000人
- (6) 大会観覧 入場無料(来場自由)
- (7) 大会結果

表彰内容	チーム名	贈呈
優勝	まわし 真和志高等学校(沖縄県)※	表彰状、鳥取砂丘の砂メダル(金)、優勝旗、副賞(東京デイズニッポンバスケット等)
準優勝	くろいしほ 黒石原支援学校(熊本県)	表彰状、鳥取砂丘の砂メダル(銀)、盾、副賞(鳥取県特産品)
第3位	熊本壘学校(熊本県)	表彰状、鳥取砂丘の砂メダル(銅)、副賞(鳥取県特産品)
審査員特別賞	中央ろう学校(東京都)	表彰状、副賞(鳥取県特産品)
全日本ろうあ連盟賞	立川ろう学校・富士森高等学校(東京都)	各団体から、表彰状及び副賞を贈呈
日本財団賞	きょうわ 香和高等学校(愛知県)	
鳥取県聴覚障害者協会賞	ノートルダム清心高等学校・広島南特別支援学校(広島県)	

※演技タイトル:「時をこえ~今私たちができること~」

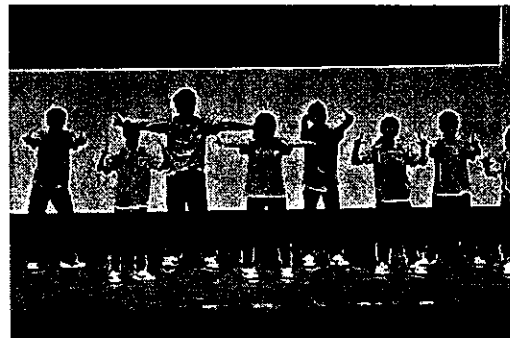
「時をこえ」という歌に乗せ、語り継ぐべき歴史や命の尊さなどの想いを手話の普及とともに発信し、手話の正確性、演出力等で高い評価を受けて初優勝した。

《審査方法》(6名の審査員の審査得点を合計。(最大300点。))

種別	人数	審査項目	配点
ろうの審査員	3名	○手話の正確性・分かりやすさ	30点
		○演出力・パフォーマンス度	30点(合計60点)
聞こえる審査員	3名	○演出力・パフォーマンス度	40点



《優勝した真和志高等学校》



《演技トップバッターの琴の浦高等特別支援学校》

(8) 出演者等

内容	氏名(敬称略)	役職等
演技司会	早瀬 憲太郎	学習塾「早瀬道場」代表
	中野 郁海	AKB48 チーム8 鳥取県代表
総合司会	原田 裕和	NHK鳥取放送局チーフアナウンサー
ゲストパフォーマー	手話パフォーマンス きいろぐみ	ろう者と聞こえる人で構成されたサインパフォーマンス グループ
審査員長	庄崎 隆志	演出家・俳優
審査員	小中 栄一	全日本ろうあ連盟副理事長
	貴田 みどり	女優・ダンサー
	門 秀彦	絵かき
	金沢 映子	舞台女優
	寺川 志奈子	鳥取大学地域学部教授

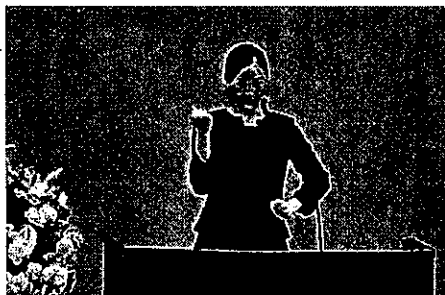
(9) 同時開催の催し

- ア あいサポート・マルシェ (障がい福祉サービス事業所による飲食物や雑貨等の販売)
- イ 鳥取聾学校写真作品展
- ウ 県内高校生の実習製品等の販売コーナー (倉吉農業高等学校、米子松蔭高等学校)
- エ 県内高校生による郷土芸能ステージ (米子白鳳高等学校 (淀江さんこ節))
- オ 手話カフェ (手話を使った交流の場)、ワークショップ (砂像色付体験等)
- カ 公式グッズ販売コーナー、鳥取県特産品販売コーナー 等

2. 佳子内親王殿下の御臨席について

2年ぶりに佳子内親王殿下の御臨席を賜り、開会式では、手話に対する意識を高める活動に尽力されている方への敬意、手話パフォーマンスに取り組む高校生の姿に深い感銘を受けてこられたことや今大会への期待などのおことばを賜った。また、全出場チームの演技を御覧いただいた。

その他、大会前日に開催した交流会にも御臨席を賜り、出場チームの代表生徒と御歓談いただいた。



《開会式でのおことば》



《交流会での御歓談》

3. その他

- ・大会の様子を手話パフォーマンス甲子園☆動画チャンネル (You Tube) にてライブ配信を行った。
- ・約 50 席のサテライト会場を情報プラザに用意し、ホールに入れない方のために大会の様子を放映した。また、障がいのある方、車椅子の方などを対象にホール内前方にハートフル席を設けた。
- ・会場内では、情報保障として、手話通訳、要約筆記のほか、音声ガイド受信機や要約筆記タブレットの貸出しなどの各種サービスを実施した。
- ・前日の6日にANAクラウンプラザホテル米子にて交流会を開催し、出場チーム、出演者、来賓等約 300 人が参加して交流を深めたほか、ゲストパフォーマー井崎哲也氏によるサインタイムなどの催しを実施した。

4. 今後の取組

更に手話言語の理解・普及と共生社会の実現に向けた充実した大会となるよう、大会関係者、来場者等からの御意見等を踏まえながら、第6回大会に向けて進めていきたい。

鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画について

平成30年10月11日

障がい福祉課

鳥取県では、平成30年6月に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づき、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」を平成30年10月9日に策定しましたので報告します。

1 策定までの経過

H30. 6. 13	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
H30. 8. 1	鳥取県障がい者芸術・文化活動推進会議 第1回臨時会議(計画案の方針を検討)
H30. 8. 21	常任委員会報告(県計画を策定に向け、パブリックコメントを実施することについて報告)
H30. 8. 28	鳥取県障がい者芸術・文化活動推進会議 第2回臨時会議(計画案を検討)
H30. 9. 4～ H30. 9. 14	パブリックコメントの実施(意見1件)
H30. 9. 19	常任委員会報告(パブリックコメント結果について報告)
H30. 10. 9	鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画策定

2 計画の概要

(1) 計画期間 平成30年度から平成35年度まで

(2) 推進体制

県、市町村、障がい福祉関係団体等が、新たに設置する文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を活用して、以下に示す方針に沿って、障がいのある人の文化芸術活動を推進する。

(3) 推進方針

①文化芸術の鑑賞の機会の拡大

文化芸術の公演等における音声ガイドなどの導入、手話通訳などの設置や文化芸術施設等のバリアフリー化の推進、本県主催の障がい者舞台芸術祭や障がい者芸術・文化作品展の開催など、障がいのある人が文化芸術活動を鑑賞しやすい環境を整備する。

②文化芸術の創造の機会の拡大

補助金等により障がいのある人の文化芸術活動を支援するとともに、参加体験(ワークショップなど)を通じ、障がいのある人も幅広い分野の選択肢の中から自分に合った分野に取り組むことができるよう支援する。

③文化芸術の作品等の発表の機会の確保

障がいのある人の作品等の発表機会の確保や補助金による発表機会の創出とともに、国や関係団体等と連携し、優れた文化芸術活動の成果を海外へ発信する。また、文化芸術活動の取組について、更なる情報発信を実施する。

④作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備

作品等の実情の調査や専門的な評価の機会を設けるとともに、芸術上価値の高い作品等の適切な記録や保存、販売等の支援、及び著作権等の権利の保護等を学ぶ研修会を開催する。また、文化芸術活動についての相談体制を整備する。なお、評価の高い作品等を創作する障がいのある人については、必要に応じて、作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援や所有権、著作権その他の権利の保護等について指導・助言ができる専門家を招聘するなど、支援体制を整備する。

⑤文化芸術活動を通じた交流の促進

障がいのある有無にかかわらず共に文化芸術活動を行い交流する場として、参加体験(ワークショップなど)の機会を提供するほか、特別支援学校と他の学校等との文化芸術活動を通じた交流の支援や、文化芸術に係る国際的な催しへの障がいのある人の参加を促進する。また、障がいのある人が子どもや高齢者などと共に文化芸術活動を行い、交流する機会の創出を支援する。

⑥人材育成等

障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等が、研修会や参加体験(ワークショップなど)等を通して、障がいのある人の創作活動の支援方法、著作権等の保護等について学ぶ機会を提供する。

鳥取県立障害者体育センターの次期指定管理に係る募集状況等について

平成30年10月11日
障がい福祉課

第1回の指定管理候補者の公募において応募のなかった鳥取県立障害者体育センターについて、再公募の結果および今後の予定を報告します。

1 公募の経緯

- ・5月23日(水)に第1回指定管理候補者審査委員会を開催し、募集要項、審査表等を審査した。
- ・6月18日(月)から8月3日(金)まで指定管理者を募集したところ、応募がなかった。
- ・9月5日(水)から10月5日(金)まで再公募を実施したところ、株式会社風土資産研究会、株式会社TKSS(鳥取健康スポーツ支援センター)の2事業者より応募があった。

2 今後の予定

平成30年10月18日	第2回指定管理候補者審査委員会
平成30年10月下旬	審査結果の通知・公表
平成30年11月	県議会に指定管理者選定の議案を上程
平成31年4月1日	指定管理者による管理運営開始

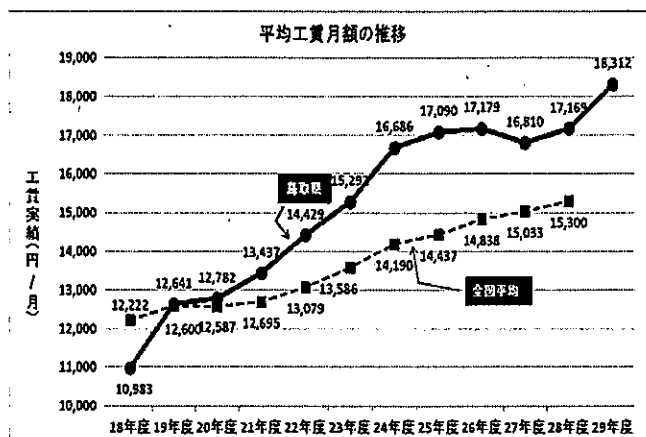
平成29年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃実績について

平成30年10月11日
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を策定（現在第3期計画）し、県内の就労系障害福祉サービス事業所等で働く障がい者の工賃水準を、平成18年度の月額約11千円から月額33千円以上の3倍とすることを目指し、障がいのある方が地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っています。このたび、平成29年度の工賃がまとまりましたので、その結果をお知らせします。

1 平成29年度工賃の状況

- 対象である就労継続支援B型事業所121施設の県平均の工賃月額額は18,312円で、過去最高となった。
- 工賃支払総額は、前年度から6千万円（12.2%）増加し、昨年に続き5億円超。
- 利用者延べ人数は、前年度から1,531人（5.2%）増加し30,891人となり、初めて3万人超。



※平成29年度の全国の平均工賃月額額は、まだ公表されていません。
(平成28年では全国で11位)

〈平成29年度平均工賃月額が上がった要因〉

- 工賃支払総額は前年度の5億円から5.6億円と約6千万円（12.2%）増加し、利用者延べ人数の伸び1,531人（5.2%）を上回った。
- 対象事業所121施設のうち77事業所（63.6%）が前年度より工賃が上昇。
- 平成29年度内に新設された事業所（8事業所）の平均工賃が2万円以上であり、全体を押し上げた。
- 共同作業所の受注も順調で、参加している事業所の工賃アップにも貢献。
(ワークコーポとっとり：H27.10稼働。売上実績(H28:14,601千円⇒H29:27,621千円))

〈工賃実績の推移：就労継続支援B型事業所〉

	事業所数	工賃支払総額	対前年伸び率	利用者延べ人数 (毎月の利用者の 実数の累計)	対前年伸び率	伸び率比較	平均工賃月額	対前年伸び率	(参考) 時間額	対前年伸び率
		A	①	B	②	①-②	A/B			
平成18年度	111	217,262,617		19,781			10,983			
平成25年度	103	435,933,644		25,509			17,089		211	
平成26年度	107	454,324,391	104.22%	26,447	103.68%	0.0054	17,179	100.52%	213	100.95%
平成27年度	112	472,704,582	104.05%	28,120	106.33%	-0.0228	16,810	97.86%	215	100.94%
平成28年度	115	504,067,648	106.63%	29,360	104.41%	0.0223	17,169	102.13%	215	100.00%
平成29年度	121	565,664,678	112.22%	30,891	105.21%	0.0701	18,312	106.66%	240	111.63%

※時間額の集計は平成24年度から実施

参考

施設種別	工賃額		増減率	
		28年度	29年度	
就労継続支援A型事業所 (雇用型)	平均月額(円/月)	80,551	82,659	2.6%増
	時間額(円/時間)	752	768	2.1%増

※ 就労継続支援A型事業所は工賃算出対象施設ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の支援対象となっている。

2 工賃3倍計画の概要

ア 工賃目標額 33,000円

イ 考え方 ・障がいのある方が「地域で経済的に自立して生活するために必要」な最低収入を月額10万円と設定(生活保護費相当)
 ・上記の金額と障害基礎年金2級相当月額(約66,000円)との差額を目標値に設定
 (必要工賃月額:100,000円-66,000円=約33,000円)

3 今後の工賃向上に向けた県の支援策

- 日本財団共同プロジェクトによる事業所支援
- 東部の共同作業所(ワークコーポとっとり)においては、高単価作業獲得のための営業活動を強化する。
- ワークコーポと通りの共同作業ノウハウを中西部の共同作業場に横展開を図るとともに、障がい者の職域開拓・収入向上につなげるため、事業所受入れのマッチングや実習・研修支援を行う。
- 鳥取県障害者就労事業振興センターへの委託事業(受託作業の高単価作業への転換促進支援、県内外販路拡大・商品開発支援、物産展の開催等)を継続する。
- 就労継続支援事業所への斡旋・仲介等をワンストップで行うコンタクトセンターを設置し、官公庁や民間企業・団体等からの受注を促進する。
- 農福連携コーディネーターが福祉事業所と農家のマッチングを支援し、障がい者の農作業への就労を促進する。

4 その他

個別の就労系障害福祉サービス事業所の工賃の状況は、とりネットで公表。
 鳥取県工賃の公表 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/96955.htm>)

保育人材確保のためのアンケート結果について

平成30年10月11日
子育て応援課

保育人材確保のため、保育士資格を有しているものの保育施設に勤務しておられない方（潜在保育士）等を対象にアンケート調査を実施しましたので、結果概要について報告します。

今回の結果を踏まえ、保育士として勤務を希望される方の意向に沿った就職支援について、関係機関と連携の上、取り組んでいきます。

1 調査方法等

対象：5,751人 *平成30年4月13日時点の保育士資格登録者(8,896人)から平成29年度監査調書に記載の保育士等を除いた人数

回答者：1,145人(回答率：19.9%)

年齢構成：20歳代(17.8%)、30歳代(23.6%)、40歳代(19.5%)、50歳代(23.0%)、60歳代以上(15.9%)、未回答(0.3%)

調査期間：平成30年8月1日～31日

調査方法：郵送

2 結果概要

(1) 潜在保育士数

回答者1,145人のうち、潜在保育士と判明した者は664人。

現在の状況	人数
保育士等として勤務*	467
保育士以外の仕事をしている	417
働いていない	247
未回答	14
総計	1,145

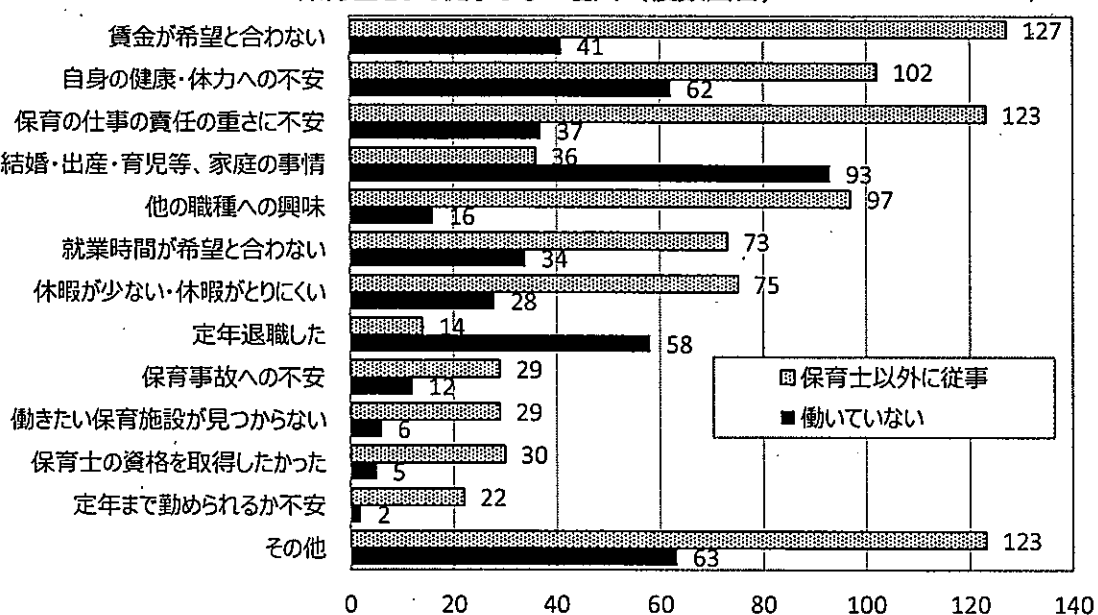
} 664人

*県外保育所や小規模保育所等への勤務者(県監査の対象外の者)

(2) 保育士として従事しない理由

- ・保育士以外の仕事に従事している者は、「賃金が希望と合わない」「仕事の責任の重さに不安がある」が多い。
- ・働いていない者は、「結婚・出産・育児等の家庭の事情」との回答が多く、次いで「自身の健康・体力への不安」が多い。

保育士として従事しない理由（複数回答）



(3) 復職希望状況について

現在、保育士として働いていない理由が改善されれば復職したいと考えられている方が、潜在保育士の約半数となっている。

また、復職希望者の約4割は復職に向けた研修会や職場見学を希望されるとともに、114人の方が求人情報や保育の研修情報等を得るために登録情報を保育士・保育所支援センター及び市町村へ情報提供することに了承された。

○保育士として働いていない理由が改善された場合における保育士としての従事希望

		保育士以外の仕事に従事	
		従事	働いていない
従事する	302 (45.5%)	192	110
従事しない	339 (51.0%)	210	129
未回答	23 (3.5%)	15	8
合計	664 (100%)		

○復職に向けての研修会等への参加希望

参加する	126 (41.7%)
参加しない	163 (54.0%)
未回答	13 (4.3%)
合計	302 (100%)

○職場見学の希望

希望する	118 (39.1%)
希望しない	167 (55.3%)
未回答	17 (5.6%)
合計	302 (100%)

○保育士・保育所支援センター及び市町村へ登録情報の提供について

		年齢				
		20代	30代	40代	50代	60代以上
両方とも提供可	88 (13.3%)	5	34	26	18	5
保育士・保育所支援センターのみ可	12 (1.8%)	0	2	4	3	3
市町村のみ可	4 (0.6%)	1	0	0	2	1
小計	104 (15.7%)	6	36	30	23	9
未回答	560 (84.3%)					
合計	664 (100%)					

3 結果を踏まえた今後の対応

- ・保育士登録情報を提供可とされた方について、保育士・保育所支援センター及び市町村は潜在保育士個人の就業希望を聞き取りし、就職準備金貸付等を活用していただきながら、保育施設への就業へつなげていく。また、ニーズに沿った復職支援研修会を開催する。
- ・復職の可能性が高い「働いていない者」が復帰できるよう、各施設へ保育士・保育所支援センターの取組を周知するとともに、出産・育児のタイミングでの離職防止に向けて働き続けられる職場づくりを進める。

鳥取県医療人材顧問 委嘱式について

平成30年10月11日
医療政策課

本県の医師確保対策の一層の推進を目的として、あらたに「鳥取県医療人材顧問」を設置し、下記のとおり知事より本県に縁のある医師3名に対して委嘱状の交付を行いましたので報告します。

記

- 1 日時 平成30年10月8日（月祝） 11時00分から11時20分まで
- 2 場所 都市センターホテル5階 蘭の間（東京都千代田区平河町2-4-1）
- 3 鳥取県医療人材顧問の概要

項目	概要
設置目的	・県内外で広く活躍する本県に縁のある著名な医療関係者を通して、本県の医療に関する情報発信を行うとともに、本県で勤務する医師の確保を図る
対象者	・県内外で活躍している本県ゆかりの医療関係者 ・その他、上記の者と同等の活動を行うことができる者
活動内容	・鳥取県の医療状況や地域医療の充実を図るための取組等の情報発信 ・本県で就業を希望する医師の紹介 等

4 委嘱の相手方

梶井 英治（かじい えいじ）氏

- ・現職 茨城県西部メディカルセンター病院長（元自治医科大学地域医療学センター長）
- ・鳥取県との縁 倉吉市出身
- ・卒業大学 自治医科大学卒業（1978年）

生坂 政臣（いくさか まさとみ）氏

- ・現職 千葉大学大学院医学研究院診断推論学教授、千葉大学医学部附属病院副病院長・同総合診療科科長、同総合医療教育研修センター長
- ・鳥取県との縁 鳥取大学医学部卒業（1985年）
- ・その他 NHKの人気医療番組「総合診療医ドクターG」のレギュラーで初代ドクターGを務める。

秋下 雅弘（あきした まさひろ）氏

- ・現職 東京大学大学院医学系研究科加齢医学（老年病学）教授、東京大学医学部附属病院副病院長・同老年病科科長
- ・鳥取県との縁 倉吉市出身
- ・卒業大学 東京大学医学部卒業（1985年）



写真左から 秋下顧問、平井知事、梶井顧問、生坂顧問

平成30年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について

平成30年10月11日
医療・保険課

- 1 日 時 平成30年10月4日(木) 午前10時～11時30分
- 2 場 所 県庁第二庁舎第21会議室
- 3 出 席 鳥取県国民健康保険運営協議会委員(次ページ参照)
(事務局) 福祉保健部長、医療・保険課長

4 概 要

- 本年4月からの国保制度改革の施行に合わせ、当協議会の法的根拠が変更となったため、6月に委員の改選を行った後、初めて開催したもの。
- このたびの協議会は、新たに会長を選出するとともに、新任の委員もあるため、改めて国民健康保険制度の概要と抱えている課題、国保制度改革の概要等を報告し、今後審議すべき事項等について、共通認識を図ることを目的に開催したもの。

【主な内容】

ア) 主な説明事項

- ・国保制度の概要と課題
- ・平成30年度からの国保制度改革の概要
- ・これまでの運営協議会での検討状況(国保運営方針の制定、平成30年度納付金の算定等)

イ) 議題

今後、本県として取組を進める国保制度運営のあり方の方向性や日程の確認を行った。

- ・保健事業等の取組による医療費適正化や国からの財源確保、収納対策等の推進
- ・保険料水準のあり方の検討 等

ウ) 主な意見

- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上、糖尿病重症化予防の推進及びジェネリック医薬品の推進等の医療費適正化の取組は、国保に限った問題ではない。
他の被用者保険の退職者は国保制度に加入することとなるため、被用者保険の取組の結果が国保の医療費に影響することから、他の被用者保険と連携した取組が必要である。
- 被保険者の立場からは市町村の国保への一般会計繰入は、保険料の減額となり、好ましいことであるが、一方で保険者努力支援制度の県への配分額にも影響するため、一般会計繰入の抑止につながるのではないかと懸念がある。

【参考：鳥取県国民健康保険運営協議会 委員】

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	船木 道代	岩美町国民健康保険運営協議会委員
	山根 智美	無職（元三朝町職員）
	宮本 正啓	農業（公募委員）
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	山中 茂	鳥取県歯科医師会常務理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	石川 真澄	公立大学法人公立鳥取環境大学教授（会長）
	吉田 正子	よしだ社会保険労務士事務所/社会保険労務士
	野間田 憲昭	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事
被用者保険代表	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長
	渡辺 恭伸	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長

